

【正 誤 表】

「図解・給与計算入門の入門」（平成21年4月15日発行1刷）に下記の誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。 税務研究会出版局

【訂 正】

頁	誤	正
133 下から 8行目	<p>●保険料率は 雇用保険の保険料率は、平成20年4月から平成21年3月31日までは一般の事業所は1,000分の<u>11.5</u>ですが、農林水産業と清酒製造業は1,000分の<u>13.5</u>、建設の事業は1,000分の<u>14.5</u>となっています。</p>	<p>●保険料率は 雇用保険の保険料率は、平成21年4月から平成22年3月31日までは一般の事業所は1,000分の<u>11</u>ですが、農林水産業と清酒製造業は1,000分の<u>13</u>、建設の事業は1,000分の<u>14</u>となっています。</p>
134 上から 1行目	<p>…、事業主が1,000分の<u>7.5</u>となっています。 また、農林水産業や清酒製造業と建設の事業の場合は、被保険者が1,000分の5、事業主がそれぞれ残り1,000分の<u>8.5</u>および1,000分の<u>9.5</u>を負担することになっています。 雇用保険の負担割合 (別掲)</p>	<p>…、事業主が1,000分の<u>7</u>となっています。 また、農林水産業や清酒製造業と建設の事業の場合は、被保険者が1,000分の5、事業主がそれぞれ残り1,000分の<u>8</u>および1,000分の<u>9</u>を負担することになっています。 雇用保険の負担割合 (別掲)</p>
179 下から 1行目	<p>…1,000分の<u>11.5</u>、農林水産業や清酒製造業では1,000分の<u>13.5</u>、建設業では1,000分の<u>14.5</u>となっています。</p>	<p>…1,000分の<u>11</u>、農林水産業や清酒製造業では1,000分の<u>13</u>、建設業では1,000分の<u>14</u>となっています。</p>

180 上から 2行目	<p>●負担割合は 一般の事業所では被保険者が1,000分の4, 事業主が1,000分の7.5となっています。</p> <p>また, 農林水産業や清酒製造業および建設業の場合は, 被保険者が1,000分の5, 事業主がそれぞれ残り1,000分の8.5および1,000分の9.5を負担します。</p>	<p>●負担割合は 一般の事業所では被保険者が1,000分の4, 事業主が1,000分の7となっています。</p> <p>また, 農林水産業や清酒製造業および建設業の場合は, 被保険者が1,000分の5, 事業主がそれぞれ残り1,000分の8および1,000分の9を負担します。</p>
-------------------	---	---

P 1 3 4 「雇用保険の負担割合」表

【誤】

区分		保険料率	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業		$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{7.5}{1,000}$	$\frac{4}{1,000}$
特掲事業	農林水産・酒造の事業	$\frac{13.5}{1,000}$	$\frac{8.5}{1,000}$	$\frac{5}{1,000}$
	建設の事業	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{9.5}{1,000}$	$\frac{5}{1,000}$



【正】

区分		保険料率	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業		$\frac{11}{1,000}$	$\frac{7}{1,000}$	$\frac{4}{1,000}$
特掲事業	農林水産・酒造の事業	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{5}{1,000}$
	建設の事業	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$	$\frac{5}{1,000}$